

## 産衛だより

### 平成 24 年度日本産業衛生学会総会議事録

日 時：平成 24 年 5 月 30 日（水曜日）15：00～17：30

場 所：名古屋国際会議場 センチュリーホール

1. 開会：齊藤政彦総務担当理事の司会で開会した。
2. 理事長挨拶：大前和幸理事長が挨拶を述べた。
3. 企画運営委員長挨拶：小林章雄企画運営委員長が挨拶を述べた。
4. 物故会員の報告：齊藤政彦総務担当理事より、昨年の総会以降に安田明雄、杉本寛治、高田和美（名誉会員）、加藤孝子、小澤乃智子、菊岡弘芳、渡辺巖一（名誉会員）、庄中健吉（名誉会員）、三好 保（名誉会員）、石津澄子（名誉会員）、大野忠良、浅井 淳、本岡 康、杉浦 裕、佐藤一敏、服部 保、天津 健、小林孝俊、中川秀幸 以上 19 名の会員の方々、並びに専門医制度委員会事務局として長年ご尽力いただいた内場佳子さんがご逝去された報告があり、ご冥福を祈り黙祷を捧げた。
5. 議長選出：小林章雄企画運営委員長を議長に選出し、議長が寺澤哲郎代議員を副議長に推薦し議長席についた。以下、議長により議事が進められた。
6. 議事録署名人の指名：議長の指名により議事録署名人には、加藤隆康代議員、和田晴美代議員が指名された。
7. 総会の成立：齊藤政彦総務担当理事より、代議員数 638 名へ葉書を用いて通知を行い、494 名から回答を受けた。出席者 150 名、委任状 341 名、合計 491 名で、定款第 29 条により本日の総会は成立していると報告され了承された。

#### 議 事

##### 第 1 号議案 機関誌の発行について

笹島 茂編集委員長より、産業衛生学雑誌 53 巻 1～6 号の刊行はほぼ順調で計 16 編が掲載された。Journal of Occupational Health (JOH) もほぼ順調で計 58 編（第一著者国内 28 編、国外 30 編）が掲載された。その他、日本学術振興会科学研究費補助金として平成 23 年度は 490 万円の交付を受けたこと、「編集委員長と話そう」を 2 回開催したこと、平成 24 年 1 月より科学技術振興機構の J-STAGE3 投稿審査システムの利用が可能となったこと、優秀論文賞 3 篇を選考したこと等が報告された。

質問や異議はなく、第 1 号議案は原案通り可決された。

##### 第 2 号議案 平成 23 年度事業報告案について

齊藤政彦総務担当理事より、資料を基に概要の説明がなされた。

質問や異議はなく、第 2 号議案は原案通り可決された。

##### 第 3 号議案 平成 23 年度決算報告案について

角田 透財務担当理事より、平成 23 年度一般会計および基金会計の収支計算書・財務諸表、地方会・部会・委員会の収支計算総括表について資料を基に報告された。

決算報告に対して、中明賢二監事より、實成文彦監事と平成 24 年 4 月 21 日に杉本賢司公認会計士立会いのもとに監査を行った結果、収支決算は適正であったと認められ、理事の職務執行も適正かつ効率的であったとの報告があった。

質問や異議はなく、第 3 号議案は原案通り可決された。

##### 第 4 号議案 平成 24 年度事業計画案について

齊藤政彦総務担当理事より、資料を基に概要の説明がなされた。

質問や異議はなく、第 4 号議案は原案通り可決された。

##### 第 5 号議案 平成 24 年度予算案について

角田 透財務担当理事より、平成 24 年度予算案について資料を基に提案された。

質問や異議はなく、第 5 号議案は原案通り可決された。

##### 第 6 号議案 第 86 回日本産業衛生学会開催準備状況

谷川 武企画運営委員長より、第 86 回日本産業衛生学会は平成 25 年 5 月 15 日～17 日（特別研修会 18 日）に、ひめぎんホール（愛媛県県民文化会館）で行うとの説明と挨拶があった。

質問や異議はなく、第 6 号議案は原案通り可決された。

##### 第 7 号議案 第 87 回日本産業衛生学会開催地について

齊藤政彦総務担当理事より、平成 26 年度開催の第 87 回日本産業衛生学会は中国地方会担当で開催することが理事会では承認されているとの説明があった。

質問や異議はなく、第 7 号議案は原案通り可決された。

##### 第 8 号議案 第 22 回産業医・産業看護全国協議会開催準備状況

福本正勝企画運営委員長より、平成 24 年 11 月 22 日～24 日（特別研修会 25 日）に東京工科大学（東京・蒲田）で、メインテーマは「産業保健と危機管理～どう備え、どう動かすか～」として開催するとの説明と挨拶があった。

質問や異議はなく、第 8 号議案は原案通り可決された。

##### 第 9 号議案 第 23 回産業医・産業看護全国協議会開催地について

齊藤政彦総務担当理事より、第 23 回産業医・産業看護全国協議会開催地は東海地方会担当で開催することが理事会では承認されているとの説明があった。

質問や異議はなく、第 9 号議案は原案通り可決された。

##### 第 10 号議案 第 21 回産業衛生技術部会大会準備状況

名古屋俊士産業衛生技術部会長より、第 21 回は平成 24 年 11 月の第 22 回産業医・産業看護全国協議会と合同で開催するとの説明があった。

質問や異議はなく、第 10 号議案は原案通り可決された。

##### 第 11 号議案 第 22 回産業衛生技術部会大会準備状況

名古屋俊士産業衛生技術部会長より、第 22 回について検討中と報告された。

質問や異議はなく、第 11 号議案は原案通り可決された。

##### 第 12 号議案 名誉会員の推薦

齊藤政彦総務担当理事より、今年度は名誉会員の推薦はないとの説明があった。また、学会賞は日下幸則先生、奨励賞は和田耕治先生、功労賞は市堰英之先生に授与することが理事会で決定しているとの報告があった。

質問や異議はなく、第 12 号議案は原案通り可決された。

## 第 13 号議案 許容濃度等に関する提案について

矢野栄二許容濃度等に関する委員会委員長より、暫定期間が終了したものは正式な勧告とすること、並びに、若干の新たな提案について説明された。

(暫定期間の終了)

- ・ニッケルおよびニッケル無機化合物（ニッケルカルボニルは除く）

許容濃度（製錬粉塵以外）

水溶性ニッケル化合物 0.01 mg/m<sup>3</sup> (Ni として)

不溶性ニッケル化合物 0.1 mg/m<sup>3</sup> (Ni として)

- ・吸入性粉塵定義の改訂

吸入性結晶質シリカおよび吸入性粉塵は以下の捕集率 R (d<sub>ac</sub>) で捕集された粒子の質量濃度である

$$R(d_{ac}) = 0.5 [1 + \exp(-0.06 d_{ac})] [1 - F(x)]$$

d<sub>ac</sub> : 空気動学的粒子径 (μm),

F(x) : 標準正規変数の累積分布関数

x = ln(d<sub>ac</sub>/Γ) / ln(Σ), ln 自然対数,

Γ = 4.25 μm, Σ : 1.5

旧提案「遊離珪酸含有率 10%未満の鉱物性粉塵」

→新提案「結晶質シリカ含有率 3%未満の鉱物性粉塵」

(許容濃度等の提案)

メタクリル酸メチル

許容濃度 2 ppm, 感作性物質 皮膚 : 第 2 群,

気道 : 第 2 群

メタクリル酸

許容濃度 2 ppm

1. プロモプロパン

許容濃度 0.5 ppm

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン

発がん分類 第 2 群 A 物質 変更なし

全身振動

0.35 m/s<sup>2</sup>Asum (8)

(x, y, z 軸の 3 方向合成振動値の 8 時間等価周波数補正加速度実効値)

電離放射線

リスク評価値 詳細は産衛誌 54 巻 9 月号に掲載予定委員会でのその他の検討状況についても報告された。

質問や異議はなく、第 13 号議案は原案通り可決された。

## 第 14 号議案 法人改革について

大前和幸理事長より、公益認定等委員会に公益社団法人への移行申請をしたこと、委員会側の担当者が決まり、詳細審査に進むこと、審査期間はおおむね半年が目途と言われていることが報告された。

質問や異議はなく、第 14 号議案は原案通り可決された。

## 第 15 号議案 その他

出席者から次の発言があり、一同に諮ったところこれを承認した。

- ① 齊藤政彦総務担当理事より、編集委員会による産業衛生学会誌優秀論文賞に久保達彦先生、井上まり子先生、清治邦章先生の 3 名、生涯教育委員会によるベスト GP 賞に難波克行先生、ベスト GP 奨励賞に伊藤武彦先生、

大牟田市 OSHMS 推進プロジェクト、相澤和幸先生の 3 件が選考されており、総会に引き続き表彰式を行うことが報告された。

- ② COI に関するワーキンググループの圓藤吟史委員長より、本学会において、各種役員等の COI (利益相反) 関係を明示していく必要性について協議していること、許容濃度委員会や編集委員会では独自の取り組みが進められていること、演題発表では来年度よりの COI 開示を目標としたいと報告された。

- ③ 東 敏昭専門医制度委員長より、本年度よりの専門医制度の変更について報告され、指導医には研修施設登録が必要となること、旧制度の研修医には早目に専門医試験を受験願いたいこと、新制度の専攻医試験が本学会中に開催されることなど説明された。

その他に、意見、提案はなく、閉会となった。

## 平成 24 年度第 1 回理事会議事録

日 時 : 平成 24 年 4 月 14 日 (土) 13 : 00 ~ 17 : 00

場 所 : 日本公衆衛生協会ビル 3F 会議室

出席者 : 大前和幸 (理事長), 圓藤吟史 (副理事長), 相澤好治, 五十嵐千代, 大久保靖司, 大脇多美代, 荻野景規, 加藤 元, 岸 玲子, 車谷典男, 小林章雄, 五味秀穂, 齊藤政彦, 菅沼成文, 諏訪園靖, 住徳松子, 角田 透, 中川秀昭, 昇淳一郎, 野見山哲生, 原田規章, 東 敏昭, 広瀬俊雄, 廣部一彦, 堀江正知, 宮本俊明, 柳澤裕之, (以上理事), 實成文彦, 中明賢二 (監事)

欠席者 : 清田典宏, 中路重之, 吉田 勉

(欠席者全員委任状あり)

理事出席者 27 名, 委任状 3 名であることから、定款第 36 条および第 29 条により、理事会が成立していることを確認した。議事録署名人に、小林章雄, 五味秀穂の両理事が指名された。

## 審議事項

1. 平成 23 年度第 4 回理事会議事録について : 齊藤総務担当理事  
内容が確認され、了承された。
2. 臨時理事会 (2 回分) について : 齊藤総務担当理事  
平成 24 年 1 月 19 日から 1 月 25 日開催の臨時理事会 (インターネットメール審議) と、平成 24 年 3 月 2 日から 3 月 5 日開催の臨時理事会 (インターネットメール審議) の 2 回の臨時理事会の議事録について、内容が確認され、了承された。
3. 法人改革 (公益認定申請), 及び定款・規定等の改正について : 大前理事長  
定款案について、内閣府公益認定委員会の指導により修正することとなった点が説明された。いずれも軽微な変更であり、了承された。公益認定申請後に再度修正を求められた場合には、軽微な変更であれば理事長に一任することとし、理事長はその内容を理事会に報告することとした。

4. 平成 23 年度事業報告案について：斉藤総務担当理事  
内容の説明がなされ、承認された。
  5. 平成 23 年度決算報告案について：角田財務担当理事  
収支報告がなされ、総会で認められた予算の組換え、震災関連の活動等に対して予備費を使用したこと等が説明された。質疑応答の後、承認された。
  6. 平成 24 年度事業計画案について：斉藤総務担当理事  
内容の説明がなされ、一部追加変更して承認された。
  7. 第 21 回アジア労働衛生会議 (ACOH) の準備報告と予算について：堀江理事  
平成 26 年開催予定の第 21 回アジア労働衛生会議の開催概要が説明された。予算見積が提示され、学会からの助成金額について審議した結果、平成 24 年度分の準備活動に対しては 200 万円を助成することとした。
  8. 平成 24 年度予算案について：角田財務担当理事  
内容の説明がなされた。先に承認された第 21 回アジア労働衛生会議 (ACOH) の準備助成金を追加し、その他一部修正して承認された。  
また、地方会長、部会長から、助成金のあり方を再考してほしいとの要望が提出され、今後検討していくこととした。財務担当理事が配分などの原案を作成することとした。
  9. 労働安全衛生法改正に関連する審議：斉藤総務担当理事  
前回理事会および 2 回の臨時理事会を経て、斉藤理事、広瀬理事、廣部理事、堀江理事が国会に赴き、数名の国会議員と意見交換したことが報告された。  
また大前理事長より、厚生労働省からの依頼を受けて、学会要望書について平成 24 年 3 月 31 日に意見交換会を開催したことが報告された。要望書に提示した一部の内容については省令および行政通知等により相応の対応がなされることが明らかにされたことを踏まえ、要望書の一部を改正することが提案された。審議の結果、厚生労働省労働衛生課から正式に学会宛ての文書を学会ホームページに掲載することの了解を前提に、反対の文言を削除し、学会提示の問題点を解消する施策を強く求める内容に変更することとした。改定にあたっては透明性を持たせる観点から、これまでの履歴を残した上で、経緯を説明した理事長声明をホームページに掲載することとした。  
また、意見交換会では、専門家の立場からの情報提供、意見具申の重要性が再認識されたことから、労働衛生における産業保健の課題について、随時情報を公開していく仕組みを作ることを提案され、了承された。
  10. 9. 次回理事会開催予定について：斉藤総務担当理事  
今回は平成 24 年 6 月 30 (土)、次々回は平成 24 年 9 月 1 日 (土) の予定。
  11. その他  
なし。
5. 第 84 回日本産業衛生学会報告：角田企画運営委員長  
収支報告がなされた。2,860,343 円の余剰金が出たため、学会に返金したことが報告された。
  6. 第 85 回日本産業衛生学会準備状況報告：小林企画運営委員長  
準備は順調に進んでいることが報告され、プログラムが説明された。事前登録期間が延長されており、多数の参加が呼びかけられた。
  7. 第 86 回日本産業衛生学会準備状況報告：菅沼理事  
会期 (平成 25 年 5 月 15 日～17 日)、場所 (松山市、ひめぎんホール (愛媛県県民文化会館))、企画運営委員長 (谷川武氏 (愛媛大学)) が報告された。
  8. 第 21 回産業医・産業看護全国協議会準備状況報告：住徳理事  
584 名が参加したこと、収支は赤字となったことが報告された。赤字の原因としては、寄付金が伸び悩んだこと、HP 管理費、人件費が予算を上回ったこと等が挙げられた。責任を明確にする文書の提出が求められた。
  9. 第 22 回産業医・産業看護全国協議会準備状況報告：角田理事、五十嵐理事  
プログラムや実地研修先企業の決定等、順調に進められていると報告された。
  10. 第 2 回日本産業衛生学会 COI に関する WG 報告：圓藤理事  
編集委員会で雑誌に係る作業を行っていること、対象となる役員を決め自己申告書の原案を作ったこと等が報告された。学会員の特性を考慮した方針としている点が説明された。学会発表については来年度の学会から適用していきたいと述べられた。これらの内容について、本年度開催の第 85 回日本産業衛生学会開催時にパネルディスカッションを行うので、多数の参加が呼びかけられた。
  11. 自殺総合対策大綱見直しに向けての提案第二次案への意見：斉藤理事  
精神保健研究所自殺予防総合対策センターより、同センターが提示した提案第二次案に対しての意見を求められたため、廣 尚典氏 (当学会のレビュー報告書作成担当) が、当学会からの提案が反映されている点などを確認したうえで、改めていくつかの意見を提出したことが報告された。
  12. 産業医部会報告：広瀬理事  
平成 23 年度の事業報告、平成 24 年度の事業計画が報告され、平成 24 年度は日本労務学会との連携強化を予定していること等が報告された。
  13. 産業看護部会報告：住徳理事  
事業報告、事業計画が報告された。部会員を対象に部会の活動に関する意見調査を実施しており、結果を今後の活動に反映させていくこと、また、登録産業看護師制度の見直しについてワーキンググループにて検討が重ねられていること等が報告された。
  14. 産業衛生技術部会報告：堀江理事  
第 85 回日本産業衛生学会会期中に、化学物質の取り扱いに対する省令改正が進められていることを踏まえた産業衛生

## 報告事項

1. 選挙管理委員について：大前理事長  
選挙管理委員会に関する細則に則り委嘱する委員について、選任結果が報告された。6 名の委員が 5 月 1 日に委嘱さ



技術者の役割と期待についてのフォーラムを開催予定であること等が報告され、参加が呼びかけられた。

#### 12. 産業歯科保健部会報告：加藤理事

第 85 回日本産業衛生学会会期中に、歯科医療従事者の労働衛生をテーマとする研修会等を開催する予定であることが報告された。

また、厚生労働省の歯科口腔保健の推進に関する専門委員会より、平成 23 年 8 月 10 日に公布された歯科口腔保健の推進に関する法律の基本的事項の策定のための意見提出を求められ、歯科口腔保健の推進のための意見を提出したことが報告された。主な意見は、疾病予防支援型の取り組みの推奨、歯科特殊健康診断の確実な実施の必要性、海外派遣労働者健康診断への口腔内診査の項目追加の提案等である。

#### 13. 学会事務局機能に関して：大久保総務担当理事

平成 23 年度まで外部業者に委託してきた 4 部会の部会会員管理業務について、前回理事会で決定したとおり、平成 24 年度より学会事務局にて管理するための引継が概ね完了したことが報告された。

#### 14. 専門医制度委員会報告：東専門医制度委員長

平成 23 年度の事業報告と、平成 24 年度の事業予定が説明された。6 月 2 日に第 1 回の専攻医資格認定試験が行われる。新制度開始に伴う経過措置が説明され、資格更新が呼びかけられた。

#### 15. 生涯教育委員会報告：宮本理事

平成 23 年度の GP 賞について、投稿 24GPS の中から、ベスト GP 賞 1 題、GP 奨励賞 3 題を選考したことが報告された。

#### 16. 労働衛生関連法制度検討委員会報告：五十嵐理事

委員長交代が報告された。新委員長：岸 玲子委員。労働安全衛生法改正に関連しては、様々な問題点を踏まえ、あるべき産業保健サービスのあり方、具体的な望ましい法など、法制度の立場から長期的な視点で検討したものを、委員会として作成する予定であると報告された。

#### 17. 編集委員会報告：野見山理事

平成 23 年度の学会誌への投稿数や国別投稿状況等が報告された。「Journal of Occupational Health」への投稿数：241、受理率：19%、「産業衛生学雑誌」への投稿数：36、受理率：44%。

科学技術振興機構の J-STAGE3 への移行については、同システムの正式リリースが 5 月に延期されたため、予定が遅れていることが報告された。

#### 18. 震災関連石綿・粉じん等対策委員会報告：広瀬理事

平成 23 年度に開催された 3 回の委員会の内容について報告された。平成 24 年度は、平成 23 年度の情報収集をもとに、今後活かす報告書を作成する予定であると報告された。

#### 19. 国際交流費助成利用報告 (AIR Pneumo)：菅沼理事

学会が後援し助成金を支出した「第 1 回日本・アジアじん肺レントゲン写真読影医養成講座」について、定員を超える申し込みがあり、有意義に開催されたこと、またその収支報告がなされた。

#### 20. 担当理事報告

なし。

#### 21. 公的委員会等情報報告

・労働基準法施行規則第 35 条専門検討会：圓藤副理事長  
同条別表に追加すべき化学物質並びに疾病について検討していることが報告された。また、特健の見直しの省令改正作業が当初の予定より延びていることが報告された。

#### 22. 会員の状況：斉藤総務担当理事

報告がなされた。(正会員数：7,466 人／平成 24 年 4 月 4 日現在)

#### 23. 協賛・後援等：斉藤総務担当理事

以下の 3 件が報告された。

・健康開発科学研究会 2012 フォーラム「産業保健諸制度と倫理の懸隔」(後援)

・日本循環器学会『ペースメーカー、ICD、CRT を受けた患者の社会復帰・就学・就労に関するガイドライン』(参加依頼)

・第 34 回 ME 技術講習会 (協賛)

・第 29 回エアロゾル科学・技術研究討論会 (共催)

#### 24. その他：斉藤総務担当理事

他団体からの受賞候補推薦依頼や研究助成の案内、周知徹底依頼が数件報告され、協力が依頼された。受賞候補者推薦については、総務担当理事が取りまとめ、推薦の可否については理事長の判断に一任することが提案され承認された。

## 第 126 回労働衛生関連法制度検討委員会議事録

日 時：2011 年 7 月 30 日午後 1 時～3 時

場 所：八重洲倶楽部 (東京都中央区)

出席者：五十嵐千代 (委員長)、加藤 元、平田 衛、堀江正知、松井春彦、矢野栄二

欠席者：上田 厚、岸 玲子、齋藤政彦、野原誠一郎、三柴丈典、宮上浩史 (五十音順、敬称略)

### 1. 委員について

長期の欠席が続く委員については、継続の意思確認を行い、否の場合には退任していただく。

野原委員については選出母体の技術部会長に相談する。委員の任期は以前の委員会規程の変更がないため 3 年のままであるが、規定を変更し、現在の理事会任期に合わせて理事会選任総会と次期の理事会選任総会の 2 年とする。

### 2. 第 124、125 回委員会議事録の確認

124 回については字句の修正意見があり、修正して委員に配布すること、産衛誌掲載分については委員長と事務局で作成し直すこととなった。125 回はメール会議にて松井委員の新規選任を、反対なく決定した。

### 3. 第 84 回産衛学会総会時における委員会報告会

委員の参加者は五十嵐・齋藤・松井・矢野の 4 委員で、テーマは①メンタルヘルス関連の労働安全衛生法改正 (「産業保健の拡充」について) に関する件、②タバコ煙曝露に関してであった。約 20 席が埋まり、テーマ①について幾つかの質問があった。

#### 4. 労働安全衛生法改正（前項の①）に関する件

第124回委員会でも議論した標記について、2010年11月12日理事会での議論は、意見が分かれたために理事会としては意見を出さずに、産業医部会から意見を挙げることとなった。厚労省は、3.11震災前日に行われた学術会議のシンポでの厚労省安衛部計画課長の発言、学術会議の提言を安衛部に持って行った時の担当者の発言によっても、法制局には行っているがそれから先の情報はなく、他の条文との矛盾等のために遅れている可能性がある。

この改正案については、①産業保健サービスを受ける労働者の利益になるという視点が重要である、②全衛連が担当委員会に参加し、外部専門機関に健診機関が考慮されているようだが、健診はカバーできても、メンタルヘルス対策を行う力量も機関数もなく、定量的に物事を考えれば今回の改正案は不完全である、③医師から外部機関に契約対象が変わると「医の倫理」が曖昧になる、④職場巡視し問題点を発見するという産業保健における一次予防に機関が関わる条件はない、⑤韓国では1994年にグループサービスという今回提案の外部機関と似た形態になったが、産業医が激減し、看護師は面談等の個人対応に追われ、技術者は企業に雇用されて他の業務との兼任にされるなどして、問題があると韓国の関係者から聞いた、⑥そもそも厚労大臣のメンタル健診という発言から始まったが、50-100人規模の事業所において安衛法規定が遵守されていない現状を改善することの方が重要である、⑦医師会の既得権との衝突、⑧産業保健師の関与の増大が考慮された積極面もある、などの意見があった。

本件は産業保健の枠組に関わる重大問題であるにもかかわらず、会員一般には周知されていないので、本学会会員に広く知って貰い、議論することが重要である、ということで意見が一致し、産衛誌の本委員会議事録等で事務局担当関連のホームページ経由で関係資料にアクセスできるよう提示することとなった。また、秋の産業医・産業看護全国協議会でも議論される予定である。

#### 5. 受動喫煙について

粉じんと関連づけられようとしているなどの動きが報告された。

#### 6. 当委員会の「産業保健のあり方」検討ワーキング委員会

委員に柴田会員（愛知医大衛生学）を新たに依頼し、委員長を五十嵐委員、副委員長（事務局）を加藤委員として、成るべく早い時期に発足させることとなった。

#### 7. その他

- ・厚労省内に「支援のあり方」検討委員会が今年6月に発足し、推進センター、地産保、メンタルヘルス支援センターのあり方が検討されているとの情報提供があった。
- ・歯科口腔保健法が衆院を通過し、産業歯科保健との関連可能性について情報提供があった。
- ・自殺予防対策大綱の改訂の議論がなされているとの情報提供があった。

#### 8. 次回日程

次回委員会は、9月18、19日を候補にして調整することとなった。

## 第127回労働衛生関連法制度検討委員会議事録

日時：2011年9月19日午前10時～午後1時

場所：八重洲倶楽部

出席者：五十嵐千代、平田 衛、堀江正知、松井春彦、矢野栄二

欠席者：上田 厚、加藤 元、岸 玲子、齋藤政彦、野原誠一郎、三柴文典、宮上浩史（五十音順、敬称略）

#### 1. 第126回委員会議事録の確認

事務局作成の議事録案に付き、語句の正確さを期すよう修正された。第124回と第125回（メール会議）の議事録の本部事務局への送付は、委員長に一任されることとなった。

#### 2. 委員の交代について

前回委員会の決定に基づき委員継続の意志確認をした結果、3名の委員が退任されることとなった。委員の後任について候補者が挙げられた。

#### 3. 「産業保健の支援の在り方に関する検討会」について

堀江委員から報告があり、1) 産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センターの3センターの在り方が、①メンタルヘルス対策にどのセンターも関わるため整理が必要となった、②地産保事業を受託しない県医師会も現れて受け皿がない地域が生じた、③推進センター数カ所が廃止になった、などで状況が大きく変化した、2) 医師会の関与が減る方向にあるが、産業医支援の必要性を医師会が訴えるべきと意見を述べた、3) 9月26日最終会議、10月には報告書提出が行われる予定とのことであった。同委員の私見として、地産保事業が他の組織「労働者健康福祉機構」へ移管され、縮小の可能性が指摘された。他の委員から地産保事業での活動内容が限定され縮小傾向にある、本部からの管理強化の面が強くと現場で活動する登録産業医の士気も低下する懸念がある、当委員会報告の「50人未満の小企業における労働衛生管理に関わる法制度等に関する提案」との矛盾、小企業において影響が出る可能性が指摘された。また、本件での法令改正の有無は不明とのことであった。

#### 4. 「事業場における産業保健活動の拡充」について

本件は、労働者へのサービス低下の懸念があるので、国会では時間がかかる可能性があり、外部専門機関については省令改正で済ませる可能性が指摘された。本件には、看護部会は静観するとのことであった。なお、本件の会員周知のために、当委員会事務局担当のホームページ（HP）から資料へアクセス可能とする予定であったが、資料等のリンクの関係から、今後当委員会のHPを産衛HPの会員限定の中につくる方向で一致した。

#### 5. その他

自殺予防大綱の改正について、従前の大綱、本学会精神保健研究会の意見の資料提供があった。特定健診・保健指導は今年が中間評価年であり、本学会看護部会や看護協会、健保連の動きについて情報提供があった。当委員会の「産業保健のあり方」検討ワーキング委員会は柴田会員の同意とともに開始するとの報告があった。前述の「外部専門機関」に関するシンポジウムが来年の学会総会で行われるとの情報提供があった。

## 6. 次回委員会

11月23日(水曜, 休日, 産業医・産業看護全国協議会の第1日目)の午後の早い時間に福岡で開催する方向で調整を行うこととなった。

## 第128回労働衛生関連法制度検討委員会議事録

日時: 2011年11月23日午後1時半~4時半

場所: 西鉄イン福岡 2階Aホール

出席者: 五十嵐千代(委員長), 岸 玲子, 斉藤政彦, 平田 衛, 堀江正知, 松井春彦, 矢野栄二(事務局)

欠席者: 上田 厚, 加藤 元, 野原誠一郎, 三柴文典  
(五十音順, 敬称略)

## 議事

- 次期通常国会に上程が予想される労働安全衛生法の改正案について
  - ①メンタルチェックと面接指導, ②受動喫煙対策, ③電動ファン付き防じんマスク, の3点セットである。
  - ①については本学会の関連研究会, 理事会有志, 産業医部会が懸念を表明してきた事項であり, 法案の内容が10月24日に開催された労政審安全衛生分科会で漸く明らかになった。法66条の10として, 第1項に「医師又は保健師が把握するために検査を行う」, 第2項に「労働者は検査を受けなければならない」とあることが明らかになった。第1項については, 実施内容がどうであれ保健師が検査を行うことは最も得意とすることを生かすことにならない, 保健師が医師と並んで他の職種に指示することになる, などの問題点, およびメンタルチェック実施を機会とした「外部専門機関導入」の地ならしの可能性が指摘された。第2項については, 世界の趨勢と著しく異なり個人情報管理が難しい検査結果が肥大化すること, 事業者が行う「精神の健康を調べる」検査の受診を労働者に義務づけることの危険性, 権利ならともかく労働者への義務付けは時代錯誤などの問題点が指摘され, 不適當であるとの意見が強かった。当委員会としては, ①第1項で保健師が「検査」を行うことは保健師の業務の表現として不適切であり, 「検査」を「保健指導」と言い換えるとその前の「把握するための」という修飾語とつながらず, 日本語として不適切になる, ②第2項の労働者への「義務」付けは「権利」に変更すべきであること, を理事会に提案することとなった。
  - ②については, 小宮山厚労大臣の発言で失速し, 与野党からの批判で緩い規制法案となったことを批判する意見があった。
- 今後の産業保健のあり方に関するワーキンググループ
 

柴田会員(東海地方会)の了承を受けて, 五十嵐委員を長に, 加藤委員を事務局にして, 年内開催を期している, との報告があった。
- 「産業保健への支援の在り方に関する検討会」報告書について
 

堀江委員から検討会報告書について, 概要の説明と報告が

あった。

## 4. 検討課題について

作業環境測定結果の届出義務化による職場改善の推進, 岸委員らによる学術会議報告を本学会の法制度委員会の視点で提案する, などの意見があった。

## 5. 次回129回委員会期日について

2012年2月12日(日)曜日に東京において開催する予定で調整することとなった。

## 第129回労働衛生関連法制度検討委員会議事録

日時: 2012年2月12日(日)午後1時~4時

場所: 八重洲倶楽部第9会議室

出席者: 五十嵐千代(委員長), 加藤 元, 岸 玲子, 斉藤政彦, 平田 衛, 松井春彦, 矢野栄二(事務局)

欠席者: 堀江正知, 上田 厚(五十音順, 敬称略)

## 議事

- メンタルヘルス対策に関する労働安全衛生法改正について
 

当委員会からの提起に基づく理事会の対応, 経緯について, 委員長から報告があった。それに先立ち, 「当委員会委員長が看護部会長を兼ねていることによって理事会での議論に混乱があったので兼職は無理」との指摘があり, 議論の賛否を問うたが否決され, 現委員長が継続して司会した。

理事会のタスクフォースの責任者を務める委員から「今求められるメンタルヘルス対策, 法律改正への要望(案)」への意見が求められた。過重労働や非正規労働への対策を含めた一次予防をもっと増やすべきという意見, 『心の健康推進』が一切触れられずに『心の健康の検査』がでてきたこととの整合性がないこと, 産業医が一切触れられず産業医部会が問題視している「メンタルヘルス外部専門機関」の重視が指摘された。精神疾患の労災案件はどのような問題点があるのかという質問があったが, 公開されておらず不明と他の委員から回答があった。今回のように間際になって動くのではなく, 以前から情報を集めておくべきと言う意見があった。なお, メタボ腹囲の件の反省から, 以前に当委員会では審議会等の委員になった会員から情報収集することが申し合わされていた。
- 歯科口腔保健の推進に関する法律への意見聴取について
 

歯科の委員から標記について経緯の報告があった。これに対して歯の酸蝕症等を除いては事業者の安全配慮義務がなく, 歯周病対策は健康の保持増進の枠に入ることの指摘があった。
- 委員会の進め方について
 

委員長が, 学会の委員会規程と2002年4月の委員会の進め方の記録を示し, 今回の安衛法改正のような厚労省の動きの後追いばかりではなく, あるべき法制度を示すことが重要なことが確認された。関連して, 理事会から委託された「のぞましい産業保健の法制度」検討のワーキンググループ(WG)について進行状況の質問があったが, 未だなお日程調整中とのことであった。現行法制度の問題点についてメンバーから意見を集めて, 体系立てた議論を始めるべきという指摘, 委員・WGともに人員を増やすべきという意見があった。



4. 本部事務局から事業報告、会計報告を求められている件  
標記があり、委員長と事務局で作成することとなった。
5. 第 84 回産業衛生学会時の委員会報告  
6 月 1 日金曜日の懇親会前の 40 分が確保され、「労働安全衛生法改正をめぐって－法制度委員会報告」として開催申込をしたことが報告された。
6. 次回委員会  
4 月 1 日（日）午後 1 時～4 時を中心に日程調整し、開催することとなった。

### 第 130 回労働衛生関連法制度検討委員会議事録

日 時：2012 年 4 月 1 日 日曜日 午後 1 時～4 時

場 所：八重洲倶楽部 第 9 会議室

出席者：五十嵐千代（委員長）、加藤 元、岸 玲子、斉藤政彦、平田 衛、堀江正知、松井春彦、矢野栄二（事務局）

欠席者：上田 厚、三柴丈典、宮上浩史（五十音順、敬称略）

#### 議 題：

##### 1. 委員の交代について

野原委員が本学会を退会したために、委員辞職となった。今後の活動に鑑み、委員の積極的な拡充を図る必要から、3 名の会員に打診して承が得られれば理事会に委員として提案することとなった。現委員で 2 年以上出席がない委員は一旦退任していただくこととなった。

##### 2. 安全衛生法改正案のうちメンタルヘルスに関する事項の動きについて

前日の 3 月 31 日に椎葉労働衛生課長らと理事長らとが 2. についての意見交換会が設けられた。そこでの行政側の意図の説明や双方からの意見交換が行われ、出席した五十嵐委員長から報告があった。

「メンタルチェック」はストレスチェックのことであり、「気づきへの契機」であるという説明が基本であり、運用の詳細はこれから定める段階とのことであった。「産衛学会の要望」のうち理事会タスクフォースが挙げた 5 項目の重要事項については意見が合致した。しかし、同文書の別添（問題点）について、行政側から「憶測である」との意見があった。複数の委員からストレスチェックにはエビデンスがないこと、産衛学会と行政との関係性など意見が出されたが、当委員会が現段階で何らかの提案をすることは議論されなかった。また労働衛生課側からは、学会は法案ができてから反対するばかりでなく、早めに意見を出していただき、協力してやっていきたいというコメントがあったとのこともあり、理事会執行部から「法制度等委員会」は「長期的な在り方の検討」を行うべき」「委員会の迅速な対案作成が望ましかった」との意見があったことが伝えられた。しかし「行政の動きが大変早く、ボランティアである学会や当委員会が後手に回ることはやむを得ない」との意見があり、行政他の検討会/委員会に出席した委員からは「協力といって既に決定されていて、審議は形式的で、速いスピードで決まっていつているようだ」との意見があった。

##### 3. 第 85 回産業衛生学会総会時の委員会報告会について

上記安衛法改正が主なテーマになり、五十嵐委員がプレゼン案を作成し、メールで回覧して委員からの意見を求めることとなった。

##### 4. 今年度の委員会活動の方向について

「学術会議の報告に基づいて、より詰めた提案をする」、「リーダーシップある理事会からの諮問を受ける」、「委員の問題提起から検討を重ねて提言する」などの意見が出た。今後は、既に選出したが起動していない「あるべき法制度」WG に現委員を加えて検討を開始し、さらに今回安衛法改正で挙げられた「外部機関」の要件を見通した WG も形成して検討することとした。また、第一の WG の議論の叩き台を、五十嵐委員長と総務担当理事である斉藤委員とで作成することとなった。また、2. の件を通して法制度委員会と産業看護部会の長を兼務することは、委員長として困難さを感じるとの意向を受け、委員長は 5 月学会後に五十嵐委員から岸委員と交替することで合意した。

##### 5. 次回委員会について

第 85 回産業衛生学会総会の直後である、5 月 30 日午後 5 時～7 時に開催することで合意した。

### 第 131 回労働衛生関連法制度検討委員会議事録

日 時：2012 年 5 月 30 日 午後 5 時～7 時半

場 所：名古屋国際会議場 1 号館 4 階 日本産業衛生学会第 5 会議室

出席者：五十嵐千代（委員長）、荻野景規、加藤 元、岸 玲子、斉藤政彦、平田 衛、堀江正知、松井春彦、矢野栄二（事務局）（五十音順、敬称略）

#### 議 事

##### 1. 委員について

当委員会担当理事の荻野理事の紹介があり、現委員から自己紹介があった。また、前回 130 回で提案された吉川会員からは本人の了承が得られたこと、同時に挙げた 3 氏についても承諾を得る方向で詰めることとなった。なお、理事会に当委員会委員の委嘱を諮る際には、（許容濃度委員会などとは異なり）候補者の略歴が必要との報告があった。

##### 2. 安衛法などと当委員会の位置についての意見交換

安衛法制定時にやり残した多くの事項があること（例：作業管理の条項の内容が乏しい、作業主任者と特別教育とは不一致な条項がある）、安衛法が複雑化してツギハギだらけの状態にあること、安衛法は何処かの時点で大改革が必要だが労働衛生課レベルでは無理な課題であること、小企業や非正規労働者の問題は安衛法に留まらず産業保健全体のあり方や雇用労働制度に関する政策の問題が大きいこと、などの意見が示された。これらの認識から、当委員会を産業保健政策を検討する委員会に発展させる必要があることで一致した。

また、安衛法に関する厚労省の動きが早いために対応に追われた経過が話された。その関連で、理事会との関係においては、その方針が理事長交代により変化したこと、前理事長で問

題になった厚労省担当理事については、現在誰も選任されておらず、その役割と機能が不十分にしか果たせていない、理事会への提案に際しては事前説明が必要であることが話された。

### 3. 労働安全衛生法改正案に関する経過などの件

五十嵐委員から、当日開催された学会総会（代議員会）で、理事長が報告したような経過となり、一部は産衛学会ホームページに掲載されている、との報告がなされた。なお、法案についてはタバコの条項の削除の可能性、通過の見通しが不明である、との意見があった。

### 4. 第 85 回産業衛生学会における当委員会の報告会について

委員会の翌々日である 6 月 1 日午後 5 時 10 分～50 分に開催される報告会では、五十嵐委員が安衛法改正に関する経過における当委員会の理事会への働きかけ、理事会とのやり取りを説明し、「法制度のあり方（ILO 161 号条約関連）」に関するワーキンググループ WG について状況を説明することで了承され

た。

### 5. 今後の検討課題

五十嵐委員から外部専門機関、自主対応型法制度、産業医制度の 3 件が提案されたが、外部専門機関については安衛法改正の後追いになる可能性が指摘された。上記 WG の検討課題については、現委員で方向を出す必要があるなどの意見があった。本件に関する当委員会と理事会との経緯の説明があり、理事会からの諮問がないので当委員会の問題意識で進めてきたことが示された。

### 6. 次回開催日程について

7 月 29 日 日曜日 午後 1 時～5 時

なお、当日には堀江委員が 1972 年の労働安全衛生法制定時に残された課題について報告するための検討資料を準備することとなった。